

## 道路計画合意形成研究会提言のポイント

### < 提言のポイント >

(ポイント1) 構想段階の位置づけの明確化

(ポイント2) 構想段階におけるPI(市民参画)プロセスの導入

(ポイント3) 構想段階における計画見直し手続きの明確化

### (ポイント1) 構想段階の位置づけの明確化

#### 【構想段階の定義】

道路計画を決定するプロセスは構想段階と計画段階の2つの段階に分けることができるが、それぞれの段階の定義が明確になっていない。

・このため、今後は、構想段階を、行政と市民等が当該計画の必要性を検討し、幅広い選択肢の中から、候補となるルート等を行政が絞り込む段階として定義することが適当である。

・構想段階では、公益性からの検討を経て、次の段階における検討の基本案となる基本計画が決定される。基本計画は、次に列挙する計画の基本的な事項を定めるもので、市民等との個々の権利調整に関する検討を踏まえた計画決定ではない。

#### < 基本計画で定める事項 >

- 起終点
- 道路種別
- 計画諸元 (車線数、設計速度等)
- 構想ルート帯 (1/2万5千~1/5万スケールで、幅250m~1km程度のルート帯)
- 主な連結する道路
- 主たる構造 (高架、平面、地下の区別)
- その他必要な事項

#### < 決定にあたって考慮すべき事項 >

・国及び地方公共団体の政策 (長期計画等)との整合性、基本計画原案 (代替案も含む)の比較検討結果、市民および関係する地方公共団体等の意見を総合的に評価し判断する。

#### 【基本計画決定の効力】

私権を制限するような拘束力はないものの、基本計画の決定によって、計画の必要性や基本計画とすることの妥当性に関し、適切なプロセスを経て判断がなされ、次の計画段階に進める状況になったと考えるべきである。

## (ポイント2) 構想段階におけるP I (市民参画) プロセスの導入

基本計画決定までの手続きの透明性、客観性、公正さを確保するため、計画の早い段階からの情報公開、市民等の意見把握が必要であり、Pプロセスをこのために必要な手続きとして位置づける。

### 【プロセスの構成】

- 周知 :関係行政機関によりIT(Information Technology)等の方法も活用し、幅広い範囲の市民等へ基本計画原案(代替案含む)を提示するとともに、市民等の意見把握のための具体的なP手法や進め方を周知
- 意見把握 :関係行政機関または第三者機関が、公聴会やそれぞれの状況に適した手法により市民等の意見把握を実施
- 公表 :提出された市民等の意見について、関係行政機関または第三者機関により公表
- 審議 :第三者機関が、市民等の意見を踏まえ、計画の必要性、基本計画原案(代替案を含む)等について審議
- 報告 :第三者機関が、市民等の意見を整理・分析。加えて、道路管理者が基本計画を決定するに当たっての基本方針(計画策定にあたり配慮すべき事項・方向性)等を関係行政機関へ報告することが可能

なお、必要に応じ、P手法等について、事前に市民等の意見を把握する手続きを設けることも考えられる。

### 【第三者機関】

- ・第三者機関は、道路管理者が設置し、その委員は、関係行政機関が選定の上、道路管理者が委任することが適当である。第三者機関の委員は、原則として、中立的な立場にある学識経験者等で構成されるべきであり、公正中立性を保つため、第三者機関の規約等を定め、その旨を規定することが必要である。
- ・第三者機関は、透明性、客観性、公正さが特に要求される場合には、Pプロセスのうち、市民等の意見把握や提出された市民等の意見の公表について、関係行政機関に代わって実施することが望ましい。
- ・また、第三者機関は道路管理者が基本計画を決定するに当たって配慮すべき市民等の意見について整理・分析し、加えて、道路管理者が基本計画を決定するに当たっての基本方針等を関係行政機関に報告する役割を担うことが望ましい。
- ・その他、Pの進め方に関する検討や評価、提示する情報の内容や質、タイミング等に関する評価などについても、必要に応じて第三者機関が実施することも考えるべきである。

## 【Pプロセスの実施期間】

- ・Pプロセスにおいても、時間管理概念を導入し効率性を高めることが必要である。
- ・当面は、半年～1年間(基本計画原案の提示から関係行政機関への報告まで)を実施期間の目安とすることが妥当である。
- ・将来的には、ヨーロッパの標準的な実施期間(4～5ヶ月程度)に近づけることが望ましい。

## 【Pの対象となる市民等の範囲】

- ・Pは、計画沿線の市民等を中心に、影響の及ぶ関係者の全てを対象とすることが基本である。従って、計画されている道路の特性に応じ、計画沿線よりも幅広い市民等の意見の把握に努めることも必要である。
- ・なお、計画に関係する地方公共団体(複数の市町村にまたがる場合は都道府県、それ以外は市町村)は、地域の代表として道路管理者との間で協議・調整を行うとともに、管轄区域の市民等に対し、道路管理者と共同でPを実施する主体であることに留意するべきである。

## 【新たな計画決定プロセスの適用事業】

- ・提案する新たな計画決定プロセスを適用する事業は、原則として、一定規模以上の道路事業のうち様々な利害が対立し、早い段階からの合意形成が必要な事業を対象とするが、当面は、構想段階にある全ての高規格幹線道路を対象に適用するものとし、特にこのプロセスの適用が必要と認めた事業についても準用することが適当である。
- ・また、都市計画決定がなされているものの、市民等の反対等により事業化に至っていない大規模な事業については、これまでの経緯を踏まえ、再度、合意形成が必要なものについても、本プロセスを適用すべきである。

## (ポイント3) 構想段階における計画見直し手続きの明確化

- ・計画の必要性や行政が示した基本計画原案の妥当性については、「道路整備をしない案」も含めた、現実的な代替案との比較によって検証されることが必要である。
- ・ただし、上位計画で定められている道路計画を、具体の路線計画の検討において変更または廃止することは、取り扱う範囲を越えるものである。このため、「道路整備をしない案」が選択された場合において、道路計画を変更または廃止する決定にあたっては、再度、上位計画に戻り検討を行うことが必要である。
- ・このように、具体の路線計画の検討において、上位計画で定められている計画を変更または廃止することはできないものの、「道路整備をしない案」が選択された場合には、事実上、当該計画は休止することとなる。
- ・なお、行政は、計画を実施しない場合に生じ得る課題と取り得る対策についても市民等に明らかにすることが必要である。

( 参考 )

< 計画名称の定義(案) >

|      | 計 画 名 称 | 名称の位置づけ | 備 考                      |
|------|---------|---------|--------------------------|
| 構想段階 | 基本計画原案  | なし      | 基本計画のたたき台として道路管理者が提案するもの |
|      | 基本計画    | 国幹道のみあり | 計画の基本的事項を定めるもの           |
| 計画段階 | 都市計画の案  | 都市計画法   | 都市計画の内容となるべき案            |
|      | 都市計画    | 都市計画法   | (都市計画)                   |